

松江市告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年9月7日

松江市長 上 定 昭 仁

医療機関の名称	所在地	指定年月日
こころね訪問看護ステーション上乃木	松江市上乃木七丁目2番22号	令和3年6月24日
こころね訪問看護ステーション津田	松江市東津田町1080番地	令和4年4月6日